

船橋市教育委員会組織規則（平成 4 年 3 月 31 日 教育委員会規則第 1 号）抜粋
第 14 条 第 9 条に規定する生涯学習部各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

文化課

- (1) 文化施設の設置に関すること。
- (2) 文化芸術の振興及び事業に関すること。
- (3) 文化芸術活動の支援に関すること。
- (4) 文化財の調査及び保護に関すること。
- (5) 文化財の啓発普及活動に関すること。
- (6) 文化財保護活動の支援に関すること。
- (7) 市民ギャラリー及び茶華道センターに関すること。
- (8) 市民文化ホール、市民文化創造館、郷土資料館及び飛ノ台史跡公園博物館との連絡調整に関すること。
- (9) 公園協会に関すること(文化芸術振興に関することに限る。)。
- (10) 埋蔵文化財調査事務所に関すること。